

8. 譲渡前不妊去勢手術

譲渡された猫が子猫を産み、またセンターに持ち込まれる・・・そんな悪循環を断ち切るために有効な方法のひとつは、譲渡する前に、施設内で不妊去勢手術を行なうことです。

24自治体で実施

自治体への調査結果によると、猫の譲渡を行っている73自治体のうち、24の自治体が、譲渡前に自らの施設で手術を行っているという回答がありました。（平成25年1月現在）譲渡される猫全てに対して手術を行っているところ（長野県、徳島県など）もあれば、予算などの関係から一部の猫に限って行っているところもありましたが、以前に比べ、とても多くの自治体で、譲渡前手術が進められているようです。

また子猫に対する「早期不妊去勢手術」も9自治体で行っていると回答されています。

事例 長野県

譲渡前手術・早期手術の実践で引取り数が減少！



長野県動物愛護センター（ハローアニマル）では、平成12年4月の開所以来、県下の保健所から引き継がれた譲渡候補の犬猫すべてに、センター内の医療室で不妊去勢手術を行ってから一般家庭に譲渡しています。

子猫に関しても手術を行っており、収容されてからの健康状態を観察し、子猫は1.5キロ以上となった時を目安に（参考：子犬は3キロ以上）、さらにオスの場合は、精巣が陰嚢に下垂してから、手術を行う基準にしています。体重増加が少ない個体の場合（また小型犬の場合）は、センター搬入後約2ヶ月の観察後に実施しています。

担当する獣医師は、早期の手術の場合、傷口が最小限で済むなど個体に対する負担が少なく、また幼齢のほうが手術に対してのストレスが少なく、麻酔からの覚醒後2～3時間で尾を振ってじゃれついてくる様子が見られると話しています。

術後の発育についても、順調に体重も増加し、問題が見られません。

ただし麻酔については注意をしており、麻酔前に鎮静や鎮静目的で使用する医薬品の副作用（呼吸抑制作用）を考慮し特に吸入麻酔時の呼吸管理を徹底して実施しています。

譲渡前の不妊去勢手術で、譲渡に出した犬猫が産んだ子が持ち込まれるという不幸な命の連鎖を完全に断ち切ることができます。

長野県では、このほかにも積極的に地域猫活動や、市民への適正飼養の指導（不妊去勢手術の徹底）を行うことによって、県内の猫の引取り数を、着実に減らしています。

長野県におけるねこの引き取り等の状況（県のみ）

	保護頭数	返還頭数	返還率	引取頭数	譲渡対象頭数	譲渡頭数	譲渡率	致死率
11年	15	0	0.0%	3,496	3,511	16	0.5%	99.5%
				↓				
23年	84	9	10.7%	2,063	2,138	425	19.9%	79.8%

引取り頭数が12年目で59%に

地元獣医師会の協力

行政施設で不妊去勢手術を行うにあたってハードルのひとつは、人材確保です。地元の獣医師会に協力を要請して、交代で獣医師会から開業獣医師に来所してもらい、施設内で施術を行ってもらったり、また、獣医師免許を持つ自治体職員の技術の習得を目的とした講習会を行ってもらったりしている自治体があります。

事例 福岡県

福岡県獣医師会「過剰繁殖問題対策委員会」の協力

(財)福岡県動物愛護センターでは、平成14年の犬猫の処分頭数が全国上位という事態に、地元福岡県獣医師会に「繁殖制限措置の普及啓発と施術推進」の協力を依頼しました。それを受けて、獣医師会では「過剰繁殖問題対策委員会」を立ち上げ、さまざまな活動が現在まで行われています。

そのひとつが、開業獣医師が同センターに赴き、譲渡される犬猫の不妊去勢手術を行うというプロジェクトで、3年(平成22～24年)にわたり無料で行われてきました(年間30頭程度)。

また開業獣医師によって、獣医師免許を持つ職員に「不妊去勢手術」や「麻酔」に関する講習なども行われて、平成25年度からは、獣医師免許を持つ職員による譲渡前手術が実践される予定です。こうした地元獣医師会の協力を得て、譲渡前手術を行っているのは、ほかにも、仙台市や京都市などがあります。

COLUMN from USA

「譲渡動物の早期不妊去勢手術」

早期不妊去勢手術 (pediatric spay and neuter) とは、生後8～16週齢の性成熟前の仔犬や子猫に行われる手術と定義されます。アメリカのシェルターでは20年ほど前から実施されている方法で、手術は、通常の不妊去勢手術同様、雄の場合は睾丸摘出、メスの場合は卵巣子宮摘出となります。

犬や猫の過剰頭数の問題に対する解決策として、1993年に米国獣医師会 (AVMA) が、また、動物病院協会 (AAHA)、Human Society of the United State などの様々な団体もこの早期不妊去勢手術を支持・奨励しています。なお2000年、米カリフォルニア州では、アニマルシェルター (公共、私設問わず) から譲渡される犬と猫 (7週齢以上) は、譲渡される時点で不妊去勢手術がすんでいなければならないという法律 (シェルター法) が施行されています。

8～16週齢という小児動物に手術することについては、さまざまな研究の結果、副作用などが特に手術時期によって発生するものではないと報告されています。

- ◇以下について手術時期 (早期) との関係性が認められない
 - 長骨骨折 / 尿道閉塞 / 糖尿病 / 皮膚疾患 / 免疫不全 / 手術時の合併症 / 短期的な死亡率
- ◇従来の手術に比べて
 - 傷口が最小限ですむ、麻酔量が少ない、出血が少ない、術中の死亡率が低い
- ◇麻酔への配慮が必要
 - 傷低体温になりやすい (ヒートパッド、湯たんぽなどで体をあたたくするなど)
 - 低血糖になりやすい (麻酔回復後すぐに食餌をあたえるなど)